

都市計画の策定経緯の概要

① 決定内容

鳥栖基山都市計画都市計画区域に、地区計画区域（島廻地区地区計画）を設定する。

② 計画決定までの手続き

事 項	時 期	備 考
1. 素案作成及び県と下協議	令和 4年 6月15日	
2. 下協議（県の回答）	令和 4年 7月15日	
3. 原案作成	令和 4年 8月4日	
4. パブリックコメント	令和 4年 8月16日 ～9月14日	基山町まちづくり基本条例に基づき30日間以上
5. 住民説明会	令和 4年 8月26日	
6. パブリックコメントに基づく原案に対する意見の募集	令和 4年 9月1日 ～9月14日	意見書の提出3件
7. 公聴会	令和 4年 9月22日	公述の申出がなかったため中止
8. 都市計画案の作成	令和 4年10月14日	
9. 県と事前協議	令和 4年10月28日	
10. 事前協議（県の回答）	令和 4年11月24日	
11. 案の公告・縦覧	令和 4年12月14日 ～12月27日	意見書の提出0件
12. 基山町都市計画審議会	令和 5年 2月1日	
13. 県への協議申出	令和 5年 2月20日	
14. 県の回答	令和 5年 3月3日	
15. 決定告示	令和 5年 4月3日	

③対象地区

基山町大字長野字島廻598番1の一部、594番1の一部、609番1、609番2、609番3、609番4、610番1、610番2、611番1、611番2、616番1、616番2、616番3、616番5、617番1、617番2、617番3、617番4、618番、619番、620番、621番1、621番2、622番1、622番2、623番、624番、625番1、626番1、626番2、627番1、627番2、628番1、628番2、629番1、630番1、631番1、632番、633番1、633番2、633番3、594番1地先、610番1地先、627番1地先水路、624番地先水路、632番地先水路、598番1地先里道、609番1地先里道、609番2地先里道、610番1地先里道

計 5 0 筆